

議案第 5 号

逗子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

逗子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の 3 において準用する法第46条第 2 項の規定に基づき特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第54条の 3 において準用する法第46条第 2 項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条及び第 4 条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第95号）で定める基準のとおりとする。

(暴力団の排除)

第 3 条 市及び特定乳児等通園支援事業者は、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「暴力団排除条例」という。）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、特定乳児等通園支援事業者から暴力団を排除するため必要な措置を講じるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者及びその職員は、暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等であってはならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるに当たり、制定の要あるため提案する。